また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を踏まえた単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。 7～9　（略）	また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。 7～9　（略）

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

2　この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

一　国

二　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人

三　日本赤十字社

四　健康保険組合及び健康保険組合連合会

五　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

六　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会

七　日本私立学校振興・共済事業団

八　全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

九　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（第一号から前号までに掲げる者を除く。）

十　厚生労働大臣が介護医療院の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護医療院を開設する場合に限る。）

十一　厚生労働大臣が別に定める者

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（平成三十年厚生労働省告示第百八十一号）第十一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（平成三十年厚生労働省告示第百八十一号）第十一号の厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）附則第二条に規定する転換を行う病院又は診療所の開設者（厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。）

二　平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行って介護老人保健施設を開設した者（厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。）

○厚生労働省告示第百八十三号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号の規定に基づき、居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第三号から第五号まで、第七号から第十号まで、第十二号から第十五号まで、第十七号及び第十九号から第二十二号までに掲げる者とする。

○厚生労働省告示第百八十四号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信